

認定第 2 号

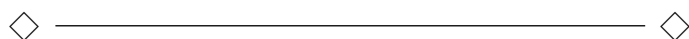
令和 6 年度階上町下水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度階上町下水道事業会計決算について、監査委員の意見を付けて次のとおり認定に付する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

令和 6 年度階上町下水道事業会計決算 別冊のとおり



提案理由

令和 6 年度階上町下水道事業会計の決算の認定に付するためのものである。

(参考)

▽地方公営企業法

(決算)

第 30 条第 4 項 地方公共団体の長は、第 2 項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後において最初に召集される定例会である議会の認定(地方自治法第 102 条の 2 第 1 項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後 3 月を経過した後の最初の定例会(同条第 6 項に規定する定例会をいう。))に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。